

■上位・関連計画の整理

計画名（策定主体/策定年）
佐賀市景観計画(佐賀市/平成24年)
目的
景観法に基づく実効性のある景観のルールと、景観形成に関する方向性を示した、佐賀市の景観施策の総合的な計画
本計画に関わる事項
<ul style="list-style-type: none"> ●本計画地は、「平野ゾーン（市街化調整区域）」に位置づけられ、佐賀市を代表する田園景観等を守るため、各種開発行為等を行う際には、周辺の景観と調和したものとすることが目指されている。 ●具体的には、以下の行為を行う際に、事前の届出が必要となっている。 <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆建築物の新築、増築、改築、外観の変更（高さが15mを超えるもの、若しくは4階以上または延べ面積500㎡を超えるもの） ◆工作物の新築、増築、改築、外観の変更（高さが15mを超える工作物、または、敷地面積2,000㎡を超える工作物。幅員が10mを超え、または延長が30mを超える橋梁その他これに類する工作物

計画名（策定主体/策定年）
佐賀市歴史的風致維持向上計画(佐賀市/平成24年)
目的
歴史的風致の維持及び向上を図るための、「歴史まちづくり法」に基づく計画
本計画に関わる事項
<ul style="list-style-type: none"> ●本計画地は、「文化財の保存又は活用に関する事項」の「佐賀市全体に関する事項」として、以下の点について目指されている。 <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆未指定の文化財については、価値調査を行い、その調査に基づき指定・登録を行うとともに、その保存と活用に努める。 ◆文化財の修理（整備）にあたっては、文化財保護法が定める現況変更許可などの法令を順守し、必要に応じて、文化庁をはじめ関係機関、専門家の助言を仰ぎ、文化財の価値を損なわないよう所有者などに適切な助言を行うとともに、修理のための必要な支援措置を図る。 ◆埋蔵文化財包蔵地とその周辺で計画される開発については、事前協議を行うとともに、確認調査を実施した上で必要に応じて本発掘調査を実施し、開発と文化財保護との調整を図る。 <p>※なお、本計画地は、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域である「重点区域」には、指定されていない。（参考：「重点区域」の指定は、「佐賀城下町地区」のみ）</p>

目的

佐賀市内の埋蔵文化財の調査保存と、公開活用の一体化を目指し、埋蔵文化財の拠点施設を整備するための計画

本計画に関わる事項**●施設の位置付け：**

「地域とともに未来につなげる佐賀の歴史と文化」をテーマに、「歴史」、「教育・学習」、「観光」の機能を連携させ、埋蔵文化財の調査保存と、公開活用の一体化を図り、魅力ある文化を育むまちづくりに資する埋蔵文化財の拠点施設とする。

●施設の機能：

【歴史】埋蔵文化財の調査と保存を目的として、主に「発掘調査」「調査研究」「資料収集」「資料保管」「展示公開」を実施する。【教育・学習】市民の郷土学習、歴史学習の場として、主に「学校教育支援」「生涯学習支援」「体験学習」を実施する。【観光】文化財に関する様々な情報を得ることができ、誰もが何度でも訪れたい観光施設として、主に「情報発信」「イベント企画」を実施する。

●施設構成：

上記機能を連携させるため、「収蔵エリア」「調査研究エリア」「展示エリア」「普及活動エリア」「共用エリア」「運営管理エリア」の6つのエリアを設定する。

●施設規模：

佐賀市文化財資料館で行っている整理作業と出土品の収蔵保管、普及活動の推進、展示公開として、床面積2,000㎡程度を想定。

●周辺環境整備の方向性：

埋蔵文化財の調査・教育学習・観光振興の拠点施設として、周辺環境を含めた施設全体を「調査保存ゾーン」と「公開活用ゾーン」の2つにゾーニングし、館内と館外の一体的な運営に配慮する。

●展示方針：

「わかりやすい」をコンセプトとし、出土遺物を中心に、市内外の大人から子どもまで親しみやすく面白い展示を行う。(参加・体験型の展示、可変性・柔軟性のある展示構成等)

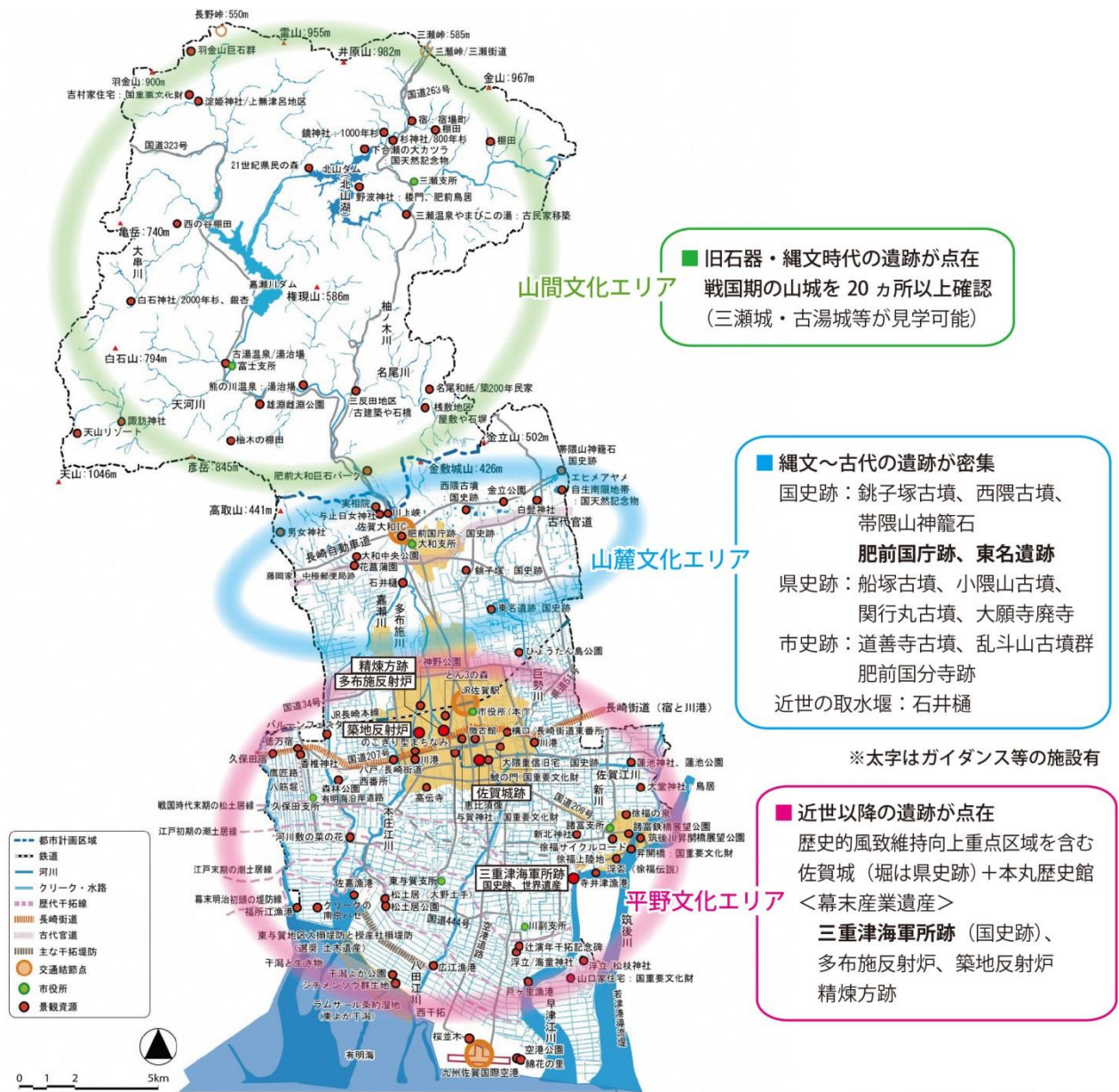
●事業活動方針：

「歴史探究事業」(調査・研究活動、展示活動、ツアー関連活動)、「学習支援事業」(学校教育支援活動、生涯学習支援活動、体験学習活動)、「観光交流事業」(情報発信活動、イベント活動)、「市民サポーター育成事業」(事業活動を支える市民サポーターづくりや連携した活動)の事業活動を展開する。

●設置場所に関する方向性：

埋蔵文化財及び指定文化財が集中する「山麓文化エリア」に設置し、当該エリアのガイダンス施設として周辺文化財との連携を図り、さらに「山間文化エリア」及び「平野文化エリア」への来訪を誘発させることを想定する。

＜佐賀市における文化財エリアと埋蔵文化財センターの設置場所に関する方向性＞



■ 旧石器・縄文時代の遺跡が点在
戦国期の山城を 20 ヲ以上確認
(三瀬城・古湯城等が見学可能)

■ 縄文～古代の遺跡が密集
国史跡：銚子塚古墳、西隈古墳、
帯隈山神籠石
肥前国庁跡、東名遺跡
県史跡：船塚古墳、小隈山古墳、
関行丸古墳、大願寺廃寺
市史跡：道善寺古墳、乱斗山古墳群
肥前国分寺跡
近世の取水堰：石井樋

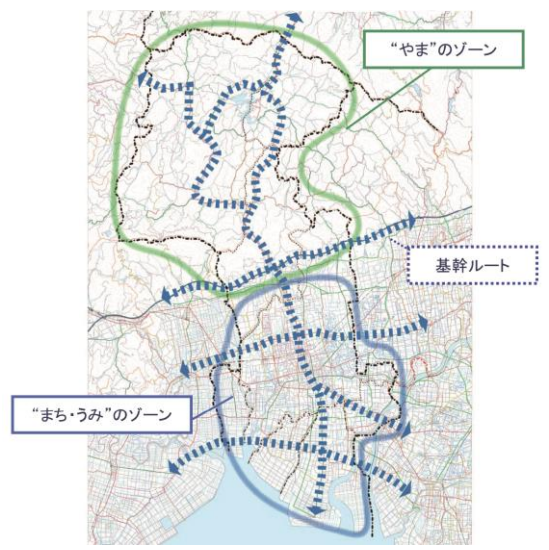
※太字はガイダンス等の施設有

■ 近世以降の遺跡が点在
歴史的風致維持向上重点区域を含む
佐賀城（堀は県史跡）+本丸歴史館
＜幕末産業遺産＞
三重津海軍所跡（国史跡）、
多布施反射炉、築地反射炉
精煉方跡

※佐賀市域の資源分布図（佐賀市景観計画図：佐賀市）を改変

■ 東名遺跡との関連性

- ・ 佐賀市では、文化財保護に関するマスタープランである『歴史文化基本構想』が未策定であるため、佐賀市全体のからみた、本計画地（東名遺跡）の位置付けがなされていない。→**検討の必要あり。**
- ・ 東名遺跡は埋蔵文化財が集中する「山麓文化エリア」に所在し、周辺文化財との連携しながら「山間文化エリア」及び「平野文化エリア」への来訪を誘発させる情報発進・ガイダンス機能を持った中心的な役割を付与させることが可能。また「山麓文化エリア」は「佐賀市観光振興戦略プラン」に示される“やま”のゾーンと“まち・うみ”のゾーンの境付近にあり、両エリアの観光資源を結ぶ役割も担う。



佐賀市観光振興モデルルート